



島根県報

平成22年8月27日（金）

第2,217号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	3
解除予定保安林（4件）	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定	（ " ）	5
公有水面埋立免許の出願（2件）	（漁 港 漁 場 整 備 課）	5
臨港地区の区域の案の縦覧	（港 湾 空 港 課）	7

【公 告】

肥料の登録の失効	（食 料 安 全 推 進 課）	8
平成22年度前期技能検定3級の合格者	（雇 用 政 策 課）	8

【公安告示】

施設警備業務1級検定及び施設警備業務2級検定の実施	（警 察 本 部）	9
---------------------------	-----------	---

告 示

島根県告示第538号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年 8 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
岩田医院分院	仁多郡奥出雲町三沢397-3	平成22年 7 月 16 日
鹿島内科クリニック	松江市鹿島町佐陀本郷 7 番地 1	平成22年 8 月 1 日
調剤薬局サズ	益田市中吉田町344-1	平成22年 8 月 1 日
共栄薬局	仁多郡奥出雲町横田1049-1	平成22年 8 月 1 日
きすき薬局	雲南市木次町木次278	平成22年 8 月 1 日
かずあきデンタルクリニック	浜田市長沢町118-8	平成22年 7 月 9 日
訪問看護ステーションのぎ	安来市実松町98番地 1	平成22年 6 月 8 日
いなさ園訪問看護ステーション	出雲市大社町杵築西1643番地 2	平成22年 7 月 30 日

島根県告示第539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年 8 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
特定非営利活動法人 たすけあい平田	出雲市平田町2791-1	介護予防訪問介護	NPO法人たす けあい平田	出雲市平田町 2791-1	平成22年 7 月 1 日
株式会社 志穩	浜田市下府町899-1	小規模多機能型居 宅介護	小田の家 ほの か	江津市桜江町小 田100-7	平成22年 8 月 6 日
株式会社 志穩	浜田市下府町899-1	介護予防小規模多 機能型居宅介護	小田の家 ほの か	江津市桜江町小 田100-7	平成22年 8 月 6 日

島根県告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 8 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
根亘産婦人科医院	根亘小児科・婦人科クリニック	大田市大田町大田ハ209	平成22年 6 月 4 日

島根県告示第541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 8 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
かずあき歯科クリニック	浜田市長沢町118-8	平成22年 6 月 30 日

島根県告示第542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年 8 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
株式会社 M ASA商事	浜田市笠柄町 125番地	訪問看護	なのはな訪問看護	浜田市高佐町532	浜田市原井町908	平成22年 7 月 1 日
		介護予防訪問 看護	ステーション	番地 2	-28	
社会福祉法人 J A いずも 福祉会	出雲市今市町 95	訪問介護	社会福祉法人 J	出雲市大社町北荒	出雲市大社町北	平成22年 7 月 5 日
		介護予防訪問 介護	A いずも福祉会	木483	荒木460	
		居宅介護支援	みどりの郷大社			

島根県告示第543号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成22年 8 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 無量壽	訪問介護	訪問介護事業所 むり	江津市敬川町296番地 6	平成22年 9 月 1 日
	介護予防訪問介護	ようじゅ		

島根県告示第544号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 8 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
出雲市乙立町字松原5246
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第545号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成22年 8 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
江津市桜江町川越957-2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第546号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成22年 8 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市金城町波佐イ1249-6・イ1319-2・イ1319-45・イ1327-6・イ1332-2・イ1333-1・イ1333-2・イ1348・イ1351-6・イ1351-9・イ1351-18・イ1353-1・イ1354-1・イ1355-1・弥栄町三里ロ358・ロ365・ロ366-1・ロ426・ハ178からハ180まで・ハ192・ハ209からハ211まで・ハ217からハ219まで・ハ221・ハ278からハ280まで（以上32筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第547号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成22年 8 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
-

浜田市弥栄町栃木1162-20

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第548号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年 8 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市所原町字榎ヶ谷1428-3、4532、4532-1、4532-2、5452-1、5453から5456まで、5457-1から5457-8まで、5458から5460まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第549号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番33の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 浦郷四等三角点（北緯36度05分15秒、東経132度59分21秒、以下「原点」という。）から、9度43分34秒、587.39メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から219度14分27秒、5.50メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から309度31分26秒、3.10メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から219度14分27秒、81.30メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から129度13分46秒、3.10メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から219度14分27秒、8.20メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から12度18分43秒、37.50メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から45度21分46秒、45.18メートルの地点

ウ 面積

785.90平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番33の一部、708番1の一部及び同番地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 埋立区域で定める原点から11度40分54秒、582.23メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から219度13分46秒、105.00メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から309度13分46秒、23.17メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から12度25分42秒、42.06メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から45度21分32秒、48.17メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から75度31分53秒、24.27メートルの地点

ウ 面積

3,694.24平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成22年 8 月17日

5 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び西ノ島町役場

島根県告示第550号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷1571番9、2008番4の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 轟床三等三角点（北緯36度05分07秒、東経132度58分04秒、以下「原点」という。）から100度33分45秒、795.32メートルの地点

②の地点 ①の地点から157度52分53秒、5.79メートルの地点

③の地点 ②の地点から157度53分43秒、23.64メートルの地点

④の地点 ③の地点から159度36分28秒、14.34メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から160度20分33秒、9.55メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から157度50分12秒、4.37メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から157度50分12秒、5.89メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から247度31分17秒、9.78メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から338度23分32秒、69.76メートルの地点

ウ 面積

670.37平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷1571番9の一部、2008番4の一部、1999番の一部及び同番地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 埋立区域で定める原点から100度12分10秒、794.59メートルの地点

㊩の地点 ㊦の地点から158度38分18秒、73.16メートルの地点

㊭の地点 ㊩の地点から247度31分17秒、13.76メートルの地点

㊯の地点 ㊭の地点から338度23分32秒、81.82メートルの地点

ウ 面積

1,079.29平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成22年 8 月17日

5 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び西ノ島町役場

島根県告示第551号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を定めようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 8 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 臨港地区の区域の案

港 湾 名	臨 港 地 区 の 区 域
別府港	隠岐郡西ノ島町大字別府字カド、字尾崎、字飯田、字尾ノ代、字茶山、字黒木、字宮ノ前及び字四河並びに同町大字美田字アキノ横手、字十家、字堂田、字中田、字八幡ノ前、字渡神及び字カマヤ

2 臨港地区の区域の案の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局島前事業部及び西ノ島町役場

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成22年 8 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
島肥登第 392号	なたね油か す及びその 粉末	ピュア国産・ 焙煎一番搾り	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	該当なし	有限会社影山製油所 出雲市芦渡町583番地1	平成22年 8 月 17 日

平成22年度前期技能検定 3 級の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成22年 8 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

3 級技能検定

造園（造園工事作業）

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0005 A 甲0006

機械加工（普通旋盤作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0008 A 甲0012 A 甲0016
A 甲0018 A 甲0019 A 甲0022 A 甲0023 A 甲0024 B 0001

機械加工（数値制御旋盤作業）

C 0001

機械保全（機械系保全作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009
A 甲0010 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0016 A 甲0017
A 甲0018 A 甲0019 A 甲0020 A 甲0021 A 甲0022 A 甲0023 A 甲0024 A 甲0025
A 甲0026 A 甲0027 A 甲0028 A 甲0029 A 甲0030 A 甲0031 A 甲0032 A 甲0033
A 甲0035 A 甲0036 A 甲0037 A 甲0038 A 甲0039 A 甲0040 A 甲0041 A 甲0042
A 甲0043 A 甲0044 A 甲0045 A 甲0046 A 甲0047 A 甲0048 A 甲0049 A 甲0050
A 甲0051 A 甲0052 A 甲0053 A 甲0054 A 甲0055 A 甲0056 A 甲0057 A 甲0058
B 0001 B 0002 B 0003 B 0004 C 0001 C 0002 C 0003 C 0004 C 0005

C 0006

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008
 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0016 A 甲0017
 A 甲0018 A 甲0019 A 甲0020 A 甲0021 A 甲0022 A 甲0024 B 0001

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第92号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成22年 8 月 27 日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
施設警備業務 1 級	学科試験	平成22年11月25日（木）午前9時から正午まで	30人
	実技試験	平成23年 1 月 12 日（水）午前9時から午後5時まで	
施設警備業務 2 級	学科試験	平成22年11月25日（木）午前9時から正午まで	30人
	実技試験	平成22年12月14日（火）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 施設警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。

○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 施設警備業務 1 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成22年10月18日（月）から同月22日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

申請者の島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

オ 施設警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 の(1)のアに該当する者にあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各 1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4 の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各 1 通を警備業務従事証明書に代えて提出する。

カ 施設警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 の(1)のイに該当する者にあつては、1 級検定受検資格認定書の写し 1 通

(4) 検定手数料

16,000 円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 その他

(1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 検定当日は、午前 9 時から同 9 時 20 分までを受付時間とする。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全

(刑事) 課 (係) に行うこと。